

**【記入例 離職・廃業用】生活困窮者住居確保給付金支給申請書**

フリガナ	かわさき たろう		
①氏名	川崎 太郎		
②生年月日	1973年 3月 18日	満( 47 )歳	
③電話番号	0 9 0 - 〇 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇	④性別	<b>男</b> ・女

⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職等の場合

離職等の時期	〇〇〇〇年〇月〇日
離職等した事業所	株式会社〇〇〇〇

(2) 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	<b>★ 記載不要</b>
-------------------------	---------------

⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	(正社員、契約社員、派遣、パート、アルバイト)社員として働いて、世帯の生計を維持していた。
---------------------------	---

⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	<b>★ 記載不要</b>
現在の状況	

(2) 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	川崎市〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 〇〇ハイツ〇号室(マンション名は略さない)		
住居の家主等	〇〇不動産(または個人名)⇒※賃貸借契約書記載の家主		
喪失するおそれのある住居の家賃額	〇〇,〇〇〇円	<b>家賃額のみ記載(共益費など含まない)</b>	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	失業のため、家賃が払えない。		

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金

フリガナ	かわさき たろう	かわさき はな	かわさき じろう	
氏名	川崎 太郎	川崎 花子	川崎 次郎	
続柄	本人	配偶者	子	
性別	男	女	男	
生年月日	1973/3/18	1973/2/2	2010/1/30	
収入(月額)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	
預貯金等	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	円 〇〇,〇〇〇円

「収入・資産申告書兼申立書」の①と②を合計した金額をそれぞれの家族名に記入してください。

「収入・資産申告書兼申立書」の③と④を合計した金額をそれぞれの家族名に記入してください。※④の現金は申請者の合計額に入れてください。

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。⇒必ず2ページ目の注意事項を読んでください。

2020年 〇月 〇日

川崎市長殿

申請者氏名 川崎 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。